

諮問日：令和3年10月28日（令和3年度（個）諮問第6号）

答申日：令和4年4月20日（令和4年度（個）答申第1号）

件名：広島地方裁判所における申出人の公務災害申請に係る一件記録に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

私の公務災害申請にかかる一件記録に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、広島地方裁判所長が、別紙1記載の各文書（以下、別紙に付された番号を用いて「文書1」などといい、これらを併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、そのうち、文書1から文書4まで、文書12から文書14まで、文書16から文書18まで、文書23から文書32まで、文書34から文書40まで、文書44、文書45、文書48から文書59まで、文書62から文書68まで、文書70、文書71、文書73から文書80までの一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、広島地方裁判所長が令和3年5月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

公務外認定の詳細を知りたいと思い開示を申し出たが、不開示部分が多く内容がよく分からない。開示されている部分からは、通覧しただけでも、事実を誤って捉えられている箇所が散見され、国家公務員災害補償法1条が謳う公正性に疑念を抱いている。開示された別紙1記載の各文書のうち、文書1から文

書4まで、文書13、文書14、文書16、文書35、文書39、文書40、文書48、文書50から文書52まで、文書76、文書77、文書79及び文書80については、災害補償の公務外認定に対する検討の機会を公平に確保するため、不開示理由の正否に関わらず、取扱要綱記第4の3に基づく裁量的開示を求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 (1) 原判断庁は、本件開示申出に係る保有個人情報について探索した結果、本件対象文書に記録された苦情申出人に係る情報を本件対象個人情報として特定し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年法律第37号による廃止前のもの。以下「法」という。）14条2号、7号柱書及び同号ニに該当する部分を不開示とする判断を行った。
- (2) 苦情申出人は、不開示部分が多い旨主張するが、本件対象個人情報のうち、一部不開示としたものは別紙2の「文書名」欄記載の各文書に記録された情報であるところ、これらの文書には、「不開示とした部分」欄及び「不開示の理由」欄記載の不開示情報及び不開示の理由が存在したことから、当該部分を不開示としたものである。
- (3) また、苦情申出人は、本件対象文書のうち、文書1から文書4まで、文書13、文書14、文書16、文書35、文書39、文書40、文書48、文書50から文書52まで、文書76、文書77、文書79及び文書80については、公務外認定に対する検討の機会を確保するため、不開示理由の有無にかかわらず、取扱要綱記第4の3に基づく裁量的開示を求める旨主張しているが、上記のとおり不開示情報に該当すると判断した部分について、個人の権利利益を保護するため特に必要があるものとは認められないから、裁量的開示をすることは相当ではない。

2 (1) 本件開示申出に係る開示対象文書の写しの枚数の不一致について

ア 令和3年5月26日付け原判断庁作成の保有個人情報開示通知書（以下

「通知書」という。)別紙の項番1の文書(以下、同別紙記載の文書を指すときは「項番〇」と呼称する。)

項番1の原本は398枚であり、通知書でも398枚と記載されているが、貴委員会に送付した写しは397枚であった。

これは、項番1の29枚目に編てつすべき診断書(特定年月日付け)を、誤って項番23の一部として編てつしていたものである。

イ 項番23

項番23の原本は6枚であり、通知書でも6枚と記載されているが、貴委員会に送付した写しは8枚であった。

この2枚分の差異のうち1枚は、ア記載のとおり、項番1に編てつされるべきものである。

その余の1枚については、項番23の原本の2枚目には付せんが貼付されているところ、その付せんの下に記載があったことから、写しを作成する際に、付せんが貼付されたままのものと、付せんを外して下の記載が見える状態にしたものが作成された(1枚の原本から2枚の写しを作成された。)ものである。

この点、原判断序に確認したところ、当該写しは原本としては1枚であることから、通知書でも1枚として計上したとのことであったが、開示通知書には、開示を実施する際の枚数を記載するのが相当であることから、通知書記載の枚数は誤記である。

ウ 項番69

項番69の原本は9枚あり、貴委員会に送付した写しも9枚であるが、通知書に8枚と誤記したものである。

(2) 苦情申出人に開示されなかった文書があるか否か

(1)のとおり、項番1、項番23及び項番69については、通知書に記載した枚数と貴委員会に送付した写しの枚数が一致していないが、その理由

は、誤編てつ又は通知書の誤記によるものであり、苦情申出人に開示した文書（開示対象文書）と、貴委員会に送付した開示対象文書は同一のものである。通知書に記載した各文書のうち、苦情申出人に開示されなかった文書はない。

(3) なお、事務的な確認が不十分であったため、(1)のとおりとなってしまうものであり、今後このような事態を生じさせることのないように点検のあり方を見直すなど適正な事務処理態勢構築に努めてまいりたい。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月1日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ④ 同年3月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、別紙2「不開示とした部分」欄記載の情報が記載されていることが認められ、当該情報は、同別紙「不開示の理由」欄記載のとおり、法14条2号、7号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

苦情申出人は、文書1から文書4まで、文書13、文書14、文書16、文書35、文書39、文書40、文書48、文書50から文書52まで、文書76、文書77、文書79及び文書80については、災害補償の公務外認定に対する検討の機会を公平に確保するため、不開示理由の正否に関わらず、取扱要綱記第4の3に基づく裁量的開示を求める旨主張する。上記各文書を見分した結果によれば、上記各文書において不開示とされた部分には、①苦情申出人以

外の個人の印影並びに職員の官職及び書記官任官後年数等、②公務災害申請における災害補償の認定に係る調査、事実、評価及び意思決定の過程に関する情報、③評価者等の苦情申出人に対する評価等が記載されていることが認められる。そして、上記①の情報は、特定の個人を識別することができる情報に該当し、法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められ、上記②の情報は、公にすることにより、公務災害認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、同条7号柱書に規定する不開示情報に相当すると認められ、上記③の情報は、人事管理に係る事務に関し、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の事務の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、同号ニに規定する不開示情報に相当することが認められる。上記記載内容を踏まえて検討しても、取扱要綱記第4の3による裁量的開示を相当とする事情は見当たらない。したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法14条2号、7号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

(別紙1)

- 1 決裁供覧票（文書番号広島地裁人秘特定の番号）
- 2 事情聴取書（特定年月日聴取分）
- 3 事情聴取書（特定年月日聴取分）
- 4 事情聴取書（特定年月日聴取分）
- 5 超過勤務等命令簿上の超過勤務状況、イベントログ時間の状況及び出勤・退勤時刻一覧表
- 6 事情聴取書（特定年月日聴取分）
- 7 「1 特定年月より」から始まる書面
- 8 「期日指定状況」と題する書面
- 9 「次回期日までの間隔（特定年月日～特定月日に指定されていた事件のみ）」と題する書面
- 10 「特定年月から特定月までの本人の超過勤務状況等」と題する書面
- 11 「特定の事件に係る被告が当事者となっていた他の事件の担当係とその事件数」と題する書面
- 12 「特定年月～特定月当時の特定の部所属書記官の超過勤務状況」と題する書面
- 13 事情聴取書（特定年月日聴取分）
- 14 面談録取書（片面で6枚）
- 15 「イベントログが保存されたDVDについて」と題する書面
- 16 決裁供覧票（文書番号広島地裁人特定の番号）
- 17 「特定の人事課長様」から始まる文書
- 18 件名「申述書等の送付について」とするメール
- 19 「1 特定年月より」から始まる書面
- 20 同意書
- 21 上申書

- 2 2 電話聴取書
- 2 3 診療録（特定の医療機関作成分）
- 2 4 診断書（特定年月日付け）
- 2 5 診断書（特定年月日付け）
- 2 6 診断書（特定年月日付け）
- 2 7 診断書（特定年月日付け）
- 2 8 診断書（特定年月日付け）
- 2 9 診断書（特定年月日付け）
- 3 0 診断書（特定年月日付け）
- 3 1 診断書（特定年月日付け）
- 3 2 診断書（特定年月日付け）
- 3 3 「本人からの申述事項」と題する書面
- 3 4 「広島地方裁判所特定の部の組織図」の送付についての決裁一式
- 3 5 面談録取書（片面で5枚）
- 3 6 特定年月日現在の特定の部事務分担表
- 3 7 特定年月日現在の特定の部事務分担表
- 3 8 庁別職務担任調査表
- 3 9 「事情聴取書について」を標題とする決裁一式
- 4 0 本文が「広島地裁特定の書記官」から始まる決裁文書一式
- 4 1 担任職務等希望調査表（特定年月日現在）
- 4 2 担任職務等希望調査表（特定年月日現在）
- 4 3 担任職務等希望調査表（特定年月日現在）
- 4 4 診断書（特定年月日付け）
- 4 5 超過勤務等命令簿（特定年月日から特定年月日までの分）
- 4 6 左上が「特定年月日」で始まる一覧表
- 4 7 「簡易認定調査表の作成にあたって」から始まる書面

- 4 8 「精神疾患等の簡易認定調査表」にかかる決裁一式
- 4 9 超過勤務等状況一覧表
- 5 0 職員カード（作成基準日特定年月日分）
- 5 1 職員カード（作成基準日特定年月日分）
- 5 2 職員カード（作成基準日特定年月日分）
- 5 3 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 5 4 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 5 5 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 5 6 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 5 7 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 5 8 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 5 9 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 6 0 超過勤務等命令簿上の超過勤務状況、イベントログ時間の状況及び出勤・退勤時刻一覧表
- 6 1 人事記録
- 6 2 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 6 3 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 6 4 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 6 5 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 6 6 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 6 7 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 6 8 広島地方裁判所部課室配置図（特定年月日現在）
- 6 9 「1 主治医への照会に先立つ」で始まる文書
- 7 0 「医師に対する照会を口頭で行う必要性等について」にかかる決裁一式
- 7 1 「予算上申について」を標題とする決裁一式
- 7 2 事情聴取書（特定年月日聴取分）

- 7 3 「カルテの写しの取寄せの必要性等について」にかかる決裁一式
- 7 4 特定年月日付け広島地方裁判所事務局長上申「公務上の災害の認定に必要な事項の照会のための費用について」の決裁一式
- 7 5 診療録（特定の医療機関作成分）
- 7 6 「精神疾患等の簡易認定調査票」を標題とする決裁一式（特定年月日開始分）
- 7 7 「精神疾患等の簡易認定調査票」を標題とする決裁一式（特定年月日開始分）
- 7 8 「イベントログが保存されたDVDについて」を標題とする決裁一式
- 7 9 「精神疾患等の簡易認定調査票」を標題とする決裁一式（特定年月日開始分）
- 8 0 「最高裁指示メモ（公務災害）」と題する書面

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | 不開示の理由 | |
|-------------------|---|---|---|---|
| 1 | 決裁供覧票(文書番号広島地裁人秘特定の番号) | 決裁供覧票 (文書番号広島地裁人秘特定の番号) | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 |
| | | 「公務上の災害の発生について」と題する報告書 | 災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が記載された部分 | 当該部分が開示されることになれば、関係者の聴取等に基づく事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | 公務災害発生報告書 | 同上 | 同上 |
| | | 精神疾患等の簡易認定調査票 | (1)医師の意見等が記載された部分 (9頁目から10頁目の不開示部分) | (1)当該部分が開示されることになれば、医師が、苦情申出人からの非難等を恐れ、今後、公務災害の認定に係る資料作成に際し、正確な事実の把握が困難になり、必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分は、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | | (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報が記載された部分 (6頁目上から二つ目の不開示部分) | (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 |
| | | | (3)評価者及び調整者(以下「評価者等」という。)の苦情申出人に対する評価が記載された部分 (12頁目から13頁目の不開示部分) | (3)裁判所における職員の人事評価制度において、評価者等の被評価者に対する評価の具体的内容は、被評価者に知られることを予定していないところ、当該部分が開示されることになれば、評価者等が率直かつ詳細な評価を避け、当たり障りのない評価をし、適切な人事評価を行うことができなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号ニに規定する不開示情報に相当する。 |
| | | | (4)公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が記載された部分 (上記(1)～(3)以外の部分) | (4)公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)及び聴取内容は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 そして、事情聴取において、誰が、どのような発言をしたかという事は、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 また、公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が開示されることになれば、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなどの事態が生じ、また、関係者の聴取等に基づく事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | 診断書 | 苦情申出人以外の者の署名及び印影 | 苦情申出人以外の者の署名及び印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は当該診断書を作成した医師の氏名を知り得るとしても、その署名及び印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定された情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在せず、不開示情報に相当する。 |
| 「本人からの申述事項」と題する書面 | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 当該文書は、苦情申出人が原判断庁に対して提出したものであり、苦情申出人が知り得る情報であるものの、印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 | | |
| 超過勤務等状況一覧表 | 苦情申出人以外の者の勤務の種類、実績時間及び休暇に関する情報が記載された部分 | 苦情申出人以外の者の官職、氏名、勤務の種類、実績時間及び休暇に関する情報は、一体となって法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 このうち、官職及び氏名(休暇に関する情報と一体となっている部分を除く。)は、苦情申出人が知り得る情報であるから、同号ただし書イに該当するが、その余の部分は、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 | | |
| 超過勤務等命令簿 | (1)苦情申出人以外の者の印影 (2)苦情申出人以外の者の氏名、勤務の内容、命令時間及び実績時間が記載された部分 | (1)苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (2)苦情申出人以外の者の氏名、勤務の内容、命令時間及び実績時間は、一体となって法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 | | |

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | 不開示の理由 | |
|------|-------------------------------------|--|--|--|
| | | 休暇簿 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとして、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 | |
| | | 広島地方裁判所部課室配置図 | (1)対外的に公表されていない電話番号・FAX番号及び内線番号 (2)来庁者が自由に出入りできない部屋及び部屋の名称 | (1)当該部分を開示したことを契機として、当該部分が公になれば、無用な問い合わせが増加する等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 (2)当該部分を開示したことを契機として、当該部分が公になれば、庁舎管理上や警備上の問題等が生じるおそれがあり、庁舎管理及び警備上の事務に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | 診療録(特定の医療機関作成分) | 医師の意見等が記載された部分 | 当該部分が開示されることになれば、医師が、苦情申出人からの非難等を恐れ、今後、公務災害の認定に係る資料作成に際し、正確な事実の把握が困難になり、必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分は、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | 診療録(翻訳付き)(特定の医療機関作成分) | 同上 | 同上 |
| | | 診療録(診断書を含む)(特定の医療機関作成分) | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 当該文書は、苦情申出人が原判断庁に対して提出したものであり、苦情申出人が知り得る情報であるものの、印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分については、なお慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定された情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在せず、不開示情報に相当する。 |
| | | 診療録(診断書を含む)(翻訳付き)(特定の医療機関作成分) | 同上 | 同上 |
| 2 | 事情聴取書(特定年月日聴取分) | 公務災害認定に係る関係者の聴取内容並びに被聴取者の所属、官職及び氏名が記載された部分 | 当該文書には、被聴取者の所属、官職、氏名をはじめ、具体的な聴取内容等が記載されているから、当該文書は、全体として開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報(法第14条第2号)に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 ただし、原判断において開示した部分については、これを開示しても開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないため、開示したものである(取扱要綱記第4の2の(2))。 また、公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の所属、官職、氏名といった被聴取者の特定につながる事項並びに聴取内容が開示されると、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報にも相当する。 | |
| 3 | 事情聴取書(特定年月日聴取分) | 同上 | 同上 | |
| 4 | 事情聴取書(特定年月日聴取分) | 公務災害認定に係る関係者の聴取内容並びに被聴取者の所属、官職、氏名及び聴取場所が記載された部分 | 当該文書には、被聴取者の所属、官職、氏名をはじめ、具体的な聴取内容等が記載されているから、当該文書は、全体として開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報(法第14条第2号)に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 ただし、原判断において開示した部分については、これを開示しても開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないため、開示したものである(取扱要綱記第4の2の(2))。 また、公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の所属、官職、氏名及び聴取場所といった被聴取者の特定につながる事項並びに聴取内容が開示されると、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報にも相当する。 | |
| 12 | 「特定年月～特定月当時の特定の部所属書記官の超過勤務状況」と題する書面 | (1)苦情申出人以外の者に係る書記官官後年数、特定の事務経験年数及び超過時間数の記載 (2)災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が記載された部分((1)以外の部分) | (1)苦情申出人以外の者に関する氏名、所属、書記官官後年数、特定の事務経験年数及び超過時間数の記載は、一体となって苦情申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する(法第14条第2号)。 このうち、氏名及び所属に関する記載は、苦情申出人が知り得る情報であるから、同号ただし書イに該当するが、その余の部分は、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、また同号ただし書ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 (2)当該部分が開示されることになれば、公務災害の認定に係る具体的な調査事項を通じて事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 | |

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | 不開示の理由 |
|------|-----------------------|---|--|
| 13 | 事情聴取書(特定年月日聴取分) | 公務災害認定に係る関係者の聴取内容並びに被聴取者の所属、官職、氏名及び聴取場所が記載された部分 | 当該文書には、被聴取者の所属、官職、氏名をはじめ、具体的な聴取内容等が記載されているから、当該文書は、全体として開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報(法第14条第2号)に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 ただし、原判断において開示した部分については、これを開示しても開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないため、開示したものである(取扱要綱記第4の2の(2))。 また、公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の所属、官職、氏名及び聴取場所といった被聴取者の特定につながる事項並びに聴取内容が開示されると、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報にも相当する。 |
| 14 | 面談録取書(片面で6枚) | 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある事項 | 当該部分は苦情申出人との面談内容及び結果についての評価が記載されており、開示されると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、当該箇所は、法第14条第7号二規定する不開示情報に相当する。 |
| 16 | 決裁供覧票(文書番号広島地裁人特定の番号) | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 |
| 17 | 「特定の人事課長様」から始まる文書 | 同上 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 当該文書は、苦情申出人が原判断庁に対して提出したものであり、苦情申出人が知り得る情報であるものの、印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 |
| 18 | 件名「申述書等の送付について」とするメール | 対外的に公表されていない電話番号、FAX番号及びメールアドレス | 当該部分を開示したことを契機として、当該部分が公になれば、無用な問い合わせが増加する等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 |
| 23 | 診療録(特定の医療機関作成分) | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 当該文書は、苦情申出人が原判断庁に対して提出したものであり、苦情申出人が知り得る情報であるものの、印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分については、なお慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定された情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在せず、不開示情報に相当する。 |
| 24 | 診断書(特定年月日付け) | 同上 | 同上 |
| 25 | 診断書(特定年月日付け) | 苦情申出人以外の者の署名及び印影 | 苦情申出人以外の者の署名及び印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は当該診断書を作成した医師の氏名を知り得るとしても、その署名及び印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定された情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在せず、不開示情報に相当する。 |
| 26 | 診断書(特定年月日付け) | 同上 | 同上 |
| 27 | 診断書(特定年月日付け) | 同上 | 同上 |
| 28 | 診断書(特定年月日付け) | 同上 | 同上 |
| 29 | 診断書(特定年月日付け) | 同上 | 同上 |
| 30 | 診断書(特定年月日付け) | 同上 | 同上 |
| 31 | 診断書(特定年月日付け) | 同上 | 同上 |

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | 不開示の理由 |
|------|-------------------------------|---|---|
| 32 | 診断書(特定年月日付け) | 同上 | 同上 |
| 34 | 「広島地方裁判所特定の部の組織図」の送付についての決裁一式 | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 |
| 35 | 面談録取書(片面で5枚) | 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある事項 | 当該部分は苦情申出人との面談内容及び結果についての評価が記載されており、開示されると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、当該箇所は、法第14条第7号二に規定する不開示情報に相当する。 |
| 36 | 特定年月日現在の特定の部事務分担表 | 苦情申出人以外の者の職務の級、年齢、分担事務の割合(%)、現担当事務年月数及び書記官任官後年月数 | 苦情申出人以外の者に関する部係、官職、級、氏名、年齢、分担事務、同割合(%)、現担当事務年月数及び書記官任官後年月数の記載は、一体となって苦情申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する(法第14条第2号)。このうち、部係、官職、氏名及び分担事務に記載された情報は、苦情申出人が知り得る情報であるから、同号ただし書イに該当するが、その余の部分は、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、また同号ただし書ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 |
| 37 | 特定年月日現在の特定の部事務分担表 | 同上 | 同上 |
| 38 | 庁別職務担任調査表 | 苦情申出人以外の者の職務の級、年齢、分担事務の割合(%)、現担当事務年月数、書記官任官後年月数及び備考欄の記載 | 苦情申出人以外の者に関する部係、官職、級、氏名、年齢、分担事務、同割合(%)、現担当事務年月数、書記官任官後年月数及び備考欄の記載は、一体となって苦情申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する(法第14条第2号)。このうち、部係、官職、氏名及び分担事務に記載された情報は、苦情申出人が知り得る情報であるから、同号ただし書イに該当するが、その余の部分は、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 |
| 39 | 「事情聴取書について」を標題とする決裁一式 | 決裁供覧票 | (1)苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (2)当該部分を開示すると、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | 事情聴取書 | 当該文書には、被聴取者の所属、官職、氏名をはじめ、具体的な聴取内容等が記載されているから、当該文書は、全体として開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報(法第14条第2号)に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。ただし、原判断において開示した部分については、これを開示しても開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないため、開示したものである(取扱要綱記第4の2の(2))。また、公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の所属、官職、氏名といった被聴取者の特定につながる事項並びに聴取内容が開示されると、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報にも相当する。 |
| 40 | 本文が「広島地裁特定の書記官」から始まる決裁文書一式 | (1)苦情申出人以外の者の印影 (2)公務災害認定に係る関係者の聴取内容が記載された部分(2頁目一番下、3頁目、4頁目上から一つ目、7頁目一番下、8頁目、9頁目、10頁目上から一つ目の不開示部分) (3)人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある事項(上記(1)及び(2)以外の部分) | (1)苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (2)当該部分を開示すると、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 (3)当該部分は人事異動及び本人聴取の方針が記載されており、開示されると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、当該箇所は、法第14条第7号二に規定する不開示情報に相当する。 |

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | 不開示の理由 |
|------|----------------------------|--|--|
| 44 | 診断書(特定年月日付け) | 苦情申出人以外の者の署名及び印影 | 苦情申出人以外の者の署名及び印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は当該診断書を作成した医師の氏名を知り得るとしても、その署名及び印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定された情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在せず、不開示情報に相当する。 |
| 45 | 超過勤務等命令簿(特定年月日から特定年月日までの分) | (1)苦情申出人以外の者の印影 (2)苦情申出人以外の者の氏名、勤務の内容、命令時間及び実績時間が記載された部分 | (1)苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (2)苦情申出人以外の者の氏名、勤務の内容、命令時間及び実績時間は、一体となって法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 |
| 48 | 「精神疾患等の簡易認定調査票」にかかる法裁一式 | (1)苦情申出人以外の者の印影 (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報が記載された部分(5頁目一番下から6頁目、21頁目一番下から22頁目の不開示部分) (3)評価者等の苦情申出人に対する評価が記載された部分(10頁目から11頁目、26頁目から27頁目の不開示部分) (4)公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が記載された部分(上記(1)～(3)以外の部分) | (1)苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (3)裁判所における職員の人事評価制度において、評価者等の被評価者に対する評価の具体的内容は、被評価者に知られることを予定していないところ、当該部分が開示されることになれば、評価者等が率直かつ詳細な評価を避け、当たり障りのない評価をし、適切な人事評価を行うことができなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号ニに規定する不開示情報に相当する。 (4)公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)及び聴取内容は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 そして、事情聴取において、誰が、どのような発言をしたかということは、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 また、公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が開示されることになれば、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなどの事態が生じ、また、関係者の聴取等に基づく事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 |
| 49 | 超過勤務等状況一覧表 | 苦情申出人以外の者の勤務の種類及び実績時間が記載された部分 | 苦情申出人以外の者の官職、氏名、勤務の種類、実績時間は、一体となって法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 このうち、官職及び氏名は、苦情申出人が知り得る情報であるから、同号ただし書イに該当するが、その余の部分は、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。 |
| 50 | 職員カード(作成基準日特定年月日分) | 評価者等の苦情申出人に対する評価や意見が記載された部分 | 裁判所における職員の人事評価制度において、評価者等の被評価者に対する評価の具体的内容は、被評価者に知られることを予定していないところ、当該部分が開示されることになれば、評価者等が率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をし、適切な人事評価を行うことができなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号ニに規定する不開示情報に相当する。 |
| 51 | 職員カード(作成基準日特定年月日分) | 同上 | 同上 |
| 52 | 職員カード(作成基準日特定年月日分) | 同上 | 同上 |
| 53 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | (1)対外的に公表されていない電話番号・FAX番号及び内線番号 (2)来庁者が自由に入出できない部屋及び部屋の名称 | (1)当該部分を開示したことを契機として、当該部分が公になれば、無用な問い合わせが増加する等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 (2)当該部分を開示したことを契機として、当該部分が公になれば、庁舎管理上や警備上の問題等が生じるおそれがあり、庁舎管理及び警備上の事務に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 |
| 54 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | 不開示の理由 |
|------|------------------------|----------|--------|
| 55 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 56 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 57 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 58 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 59 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 62 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 63 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 64 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 65 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 66 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 67 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |
| 68 | 広島地方裁判所部課室配置図(特定年月日現在) | 同上 | 同上 |

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | 不開示の理由 | |
|------|---|--------------------------------|--|--|
| 70 | 「医師に対する照会を口頭で行う必要性等について」にかかる決裁一式 | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証の機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 | |
| 71 | 「予算上申について」を標題とする決裁一式 | 同上 | 同上 | |
| 73 | 「カルテの写しの取寄せの必要性等について」にかかる決裁一式 | 同上 | 同上 | |
| 74 | 特定年月日付け広島地方裁判所事務局長上申「公務上の災害の認定に必要な事項の照会のための費用について」の決裁一式 | 同上 | 同上 | |
| 75 | 診療録(特定の医療機関作成成分) | 医師の意見等が記載された部分 | 当該部分が開示されることになれば、医師が、苦情申出人からの非難等を恐れ、今後、公務災害の認定に係る資料作成に際し、正確な事実の把握が困難になり、必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分は、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 | |
| 76 | 「精神疾患等の簡易認定調査票」を標題とする決裁一式(特定年月日開始分) | 決裁供覧票 | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証の機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 |
| | | 精神疾患等の簡易認定調査票 | (1)医師の意見等が記載された部分(9頁目から10頁目の不開示部分) (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報が記載された部分(6頁目の不開示部分) (3)評価者等の苦情申出人に対する評価が記載された部分(11頁目から12頁目の不開示部分) (4)公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が記載された部分(上記(1)～(3)以外の部分) | (1)当該部分が開示されることになれば、医師が、苦情申出人からの非難等を恐れ、今後、公務災害の認定に係る資料作成に際し、正確な事実の把握が困難になり、必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分は、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ、口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (3)裁判所における職員の人事評価制度において、評価者等の被評価者に対する評価の具体的内容は、被評価者に知られることを予定していないところ、当該部分が開示されることになれば、評価者等が率直かつ詳細な評価を避け、当たり障りのない評価をし、適切な人事評価を行うことができなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号ニに規定する不開示情報に相当する。 (4)公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)及び聴取内容は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 そして、事情聴取において、誰が、どのような発言をしたかということは、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 また、公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が開示されることになれば、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなどの事態が生じ、また、関係者の聴取等に基づく事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | 診療録(特定の医療機関作成成分) | 医師の意見等が記載された部分 | 当該部分が開示されることになれば、医師が、苦情申出人からの非難等を恐れ、今後、公務災害の認定に係る資料作成に際し、正確な事実の把握が困難になり、必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分は、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | 診療録(診断書を含む)(特定の医療機関作成成分) | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 当該文書は、苦情申出人が原判断庁に対して提出したものであり、苦情申出人が知り得る情報であるものの、印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証の機能を有するものであり、当該部分については、なお慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定された情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同口及びハに該当する事情も存在せず、不開示情報に相当する。 |
| | | 診療録(診断書を含む)(翻訳付き)(特定の医療機関作成成分) | 同上 | 同上 |

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | | 不開示の理由 |
|------|-------------------------------------|-----------------------|---|--|
| 77 | 「精神疾患等の簡易認定調査票」を標題とする決裁一式(特定年月日開始分) | 決裁供覧票 | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及び同ハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 |
| | | 精神疾患等の簡易認定調査票 | (1)医師の意見等が記載された部分(9頁目から10頁目の不開示部分) (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報が記載された部分(6頁目の不開示部分) (3)評価者等の苦情申出人に対する評価が記載された部分(12頁目の不開示部分) (4)公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が記載された部分(上記(1)～(3)以外の部分) | (1)当該部分が開示されることになれば、医師が、苦情申出人からの非難等を恐れ、今後、公務災害の認定に係る資料作成に際し、正確な事実の把握が困難になり、必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分は、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ、ロ及び同ハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (3)裁判所における職員の人事評価制度において、評価者等の被評価者に対する評価の具体的内容は、被評価者に知られることを予定していないところ、当該部分が開示されることになれば、評価者等が率直かつ詳細な評価を避け、当たり障りのない評価をし、適切な人事評価を行うことができなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号ニに規定する不開示情報に相当する。 (4)公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)及び聴取内容は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 そして、事情聴取において、誰が、どのような発言をしたかということは、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及び同ハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 また、公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が開示されることになれば、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなどの事態が生じ、また、関係者の聴取等に基づく事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 |
| | | 件名「申述書等の送付について」とするメール | 対外的に公表されていない電話番号、FAX番号及びメールアドレス | 当該部分を開示したことを契機として、当該部分が公になれば、無用な問い合わせが増加する等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。 |
| 78 | 「イベントログが保存されたDVDについて」を標題とする決裁一式 | 苦情申出人以外の者の印影 | 苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及び同ハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 | |
| 79 | 「精神疾患等の簡易認定調査票」を標題とする決裁一式(特定年月日開始分) | 決裁供覧票 | 苦情申出人以外の者の印影 | 同上 |
| | | 精神疾患等の簡易認定調査票 | (1)医師の意見等が記載された部分(9頁目から10頁目の不開示部分) (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報が記載された部分(6頁目の上から2つ目の不開示部分) (3)評価者等の苦情申出人に対する評価が記載された部分(12頁目から13頁目の不開示部分) (4)公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が記載された部分(上記(1)～(3)以外の部分) | (1)当該部分が開示されることになれば、医師が、苦情申出人からの非難等を恐れ、今後、公務災害の認定に係る資料作成に際し、正確な事実の把握が困難になり、必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分は、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 (2)苦情申出人以外の者の休暇、休業等に関する情報は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ、ロ及び同ハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 (3)裁判所における職員の人事評価制度において、評価者等の被評価者に対する評価の具体的内容は、被評価者に知られることを予定していないところ、当該部分が開示されることになれば、評価者等が率直かつ詳細な評価を避け、当たり障りのない評価をし、適切な人事評価を行うことができなくなるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号ニに規定する不開示情報に相当する。 (4)公務災害認定に際し事情聴取を受けた者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)及び聴取内容は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 そして、事情聴取において、誰が、どのような発言をしたかということは、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及び同ハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。 また、公務災害認定に係る関係者の聴取内容及び被聴取者の氏名(被聴取者の特定につながる部分を含む。)並びに災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が開示されることになれば、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことを躊躇し、苦情申出人側又は実施機関側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなどの事態が生じ、また、関係者の聴取等に基づく事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号柱書に規定する不開示情報に相当する。 |

| 文書番号 | 文書名 | 不開示とした部分 | | 不開示の理由 |
|------|-----------------------|--------------------------------------|--|--|
| | | 「特定の年月～特定月当時の特定の部所属書記官の超過勤務状況」と題する書面 | <p>(1)苦情申出人以外の者に係る書記官任官後年数、特定の事務経験年数及び超勤時間数の記載</p> <p>(2)災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報が記載された部分((1)以外の部分)</p> | <p>(1)苦情申出人以外の者に関する氏名、所属、書記官任官後年数、特定の事務経験年数及び超勤時間数の記載は、一体となって苦情申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する(法第14条第2号)。このうち、氏名及び所属に関する記載は、苦情申出人が知り得る情報であるから、同号ただし書イに該当するが、その余の部分は、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、また同号ただし書ロ及びハに該当する事情もないから、不開示情報に相当する。</p> <p>(2)当該部分が開示されることになれば、公務災害の認定に係る具体的な調査事項を通じて事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。</p> |
| | | 休暇簿 | 苦情申出人以外の者の印影 | <p>苦情申出人以外の者の印影は、法第14条第2号に規定する開示申出人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。苦情申出人は、押印した者の氏名を知り得るとしても、その印影は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該部分につき、慣行として苦情申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えないから、法第14条第2号ただし書イには該当せず、同ロ及びハに該当する事情も存在しないから、不開示情報に相当する。</p> |
| 80 | 「最高裁指示メモ(公務災害)」と題する書面 | 災害補償の認定に係る意思決定の過程に関する情報 | | <p>当該部分が開示されることになれば、公務災害の認定に係る具体的な調査事項を通じて事実認定の手法等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、実施機関が行う公務災害の認定に係る処理の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法第14条第7号に規定する不開示情報に相当する。</p> |